

一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター [平成29年度 事業計画]

実施時期	平成29年4月1日～平成30年3月31日
目的	* 犯罪被害者支援の充実拡大を図るため、人材育成、相談業務・直接支援等の実績作り、広報啓発活動、組織体制の整備、財政基盤の強化を図ることにより「犯罪被害者等早期援助団体」の公安委員会指定を目指す。
目標	<p>* 平成27・28・29年度の3ヵ年で犯罪被害者等早期援助団体指定の要件を満たす体制を整備し、そのために必要な自立計画を策定する。</p> <p>① 犯罪被害者相談員等の資格を満たす人材の確保・育成</p> <p>② 犯罪被害者等のニーズに応える支援活動を行うとともに、直接支援に関する広報啓発活動を行う。</p> <p>③ 性犯罪に関係した法律相談、性犯罪・性暴力被害者支援等を行い支援体制の強化を図る。</p> <p>④ 円滑な組織運営のために必要な人材・設備の確保による体制の整備</p> <p>⑤ 収入（会費・寄付金等）の増加による財政基盤の強化</p> <p>⑥ 各種規程・規則等の整備</p> <p>早期援助団体の指定を受けることによって、広い道内を2箇所の支援センターが効率よく支援を行えるようにする。</p>
事務局	<p>* 定時社員総会・理事会（年2回：6月・3月） * 事業計画・会計予算・事業報告・会計決算の作成</p> <p>* 定例事務局会議 * 各事業部との連携 * 養成講座事務 * 早期援助団体指定に向けての体制整備</p> <p>* 活動資金調達に向けての計画作成 * 関係機関・団体との連携 * 他部門に属さない業務</p>

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援 事業	電話相談	* 犯罪被害者相談（月・火・木・金曜）	10時～15時	① 1級認定後1～2年の間に実務研修を修了し、犯罪被害者相談を担当する。 ② 面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者等（自宅訪問有り）
		面接相談	* 犯罪被害者面接相談（予約制 月～金曜）	10時～15時	③ 弁護士会、医師会、警察等との連携を密にしてそれぞれの役割を担って、被害にあった方、又その家族の方々の支援を行う。
		直接的支援	* 付添支援(病院・検察庁・警察署・裁判所等) * 家事支援（平成25年4月より実施） * 物品等の貸出（平成25年4月より実施）	随時 10時～15時	④ 要望に応じて付き添いの実施 ⑤ 要望に応じて家庭訪問やカウンセリングの実施 ⑥ 要望に応じて防犯ベル・衣類等貸出

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法			
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援 事業	啓蒙・啓発	<ul style="list-style-type: none"> * 各種講演会等開催及び機関紙発行、マスメディアの活用、バス広告、リーフレット・物品等配布により一般に広く啓蒙・啓発する。 ・特別講演会 講師 石垣 靖子 氏 ・公開講座 講師 山崎 奈穂 氏 ・支援の輪 チャリティコンサート ・賛助会員・正会員の増加を目指す ・寄付型自販機の設置依頼 ・ホンデリング～本で広がる支援の輪 ・講師を積極的に派遣、地域社会に貢献（自衛隊、刑務所、看護学校、法務局等） 	年 数 回 6月10日 9月2日 11月4日 随 時 寄付型に変更 協力依頼 随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・大型店、駅前広場、イベント会場等にて、リーフレット・グッズ等の配布。テレビ・ラジオCM、新聞・バス広告、Webサイトの活用等を行う。 ・演題「人間として尊ばれる倫理」 ・演題「スマホ依存を考える」 ・和洋楽器演奏等 ・HPに掲載、啓発チラシ等 ・29年度中に30台(現在15台)を目標 ・法人、関係機関等に協力を求める。 ・犯罪被害者等についていろいろな場で講話・講演を行う。 			
			広 報	<ul style="list-style-type: none"> * 機関誌「きずな7号」の発行 * 関係機関・法人・市町村等が発行する広報媒体への当センターに関する広告掲載の依頼と協力要請をする。 * 当センターの広報活動を適宜行う。 	年 1 回 適 宜 適 宜	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000部、個人・関係機関等へ配布 ・当センターの知名度アップのため管内の法人・団体をはじめ、道北エリアの市町村を訪問し、支援・協力を依頼する。 ・リーフレット、チラシ等を随時活用 		
				相談員研修	<ul style="list-style-type: none"> * 実務研修（毎年） ① 資質向上のための現職研修 ② 弁護士、精神科医、臨床心理士等による講義 ③ 警察・検察庁・行政機関との連携 ④ スーパーヴァイズ 	年約10回 3年間修了 後に被害者 相談を担当 随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者相談員のための研修 ・犯罪被害者等基本計画・法制度等 ・犯罪被害者等の心理の学習 ・関係機関との緊密な連携 ・相談員に対して行うカウンセリング 	
					研修会参加	<ul style="list-style-type: none"> * 北海道犯罪被害者等研修会 * 各関係機関が主催する研修会 * 上半期東北・北海道ブロック研修会 * 下半期東北・北海道ブロック研修会 * 全国犯罪被害者支援フォーラム2017、秋期全国研修会 * 直接的支援研修会 等 	11 月 随 時 6 月 11 月 9 月 未 定	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の集い（札幌） ・市内及び近郊 ・岩手県 ・北海道（札幌） ・全国被害者支援ネットワーク（東京） ・全国被害者支援ネットワーク、各支援センター
			心の悩み相談事業	電話相談		* 心の悩み相談（火曜日・木曜日）	10時～15時	・1級認定者が担当
				面接相談		* 心の悩み相談業務（予約制）	10時～15時	・面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者等（自宅訪問有り）

定 款	事 業 項 目	業 務 名	事 業 内 容	実 施 予 定	対 象 ・ 方 法
第4条 第1項 第3号	養成講座・審査 ・研修事業	養成講座	* カウンセラー1級講座 (10数名) 毎年	年35回	・平成29年5月12日開講 (2級認定者)
			* カウンセラー2級講座 (約20名) 隔年	年65回	・平成30年4月～11月 (3級認定者)
			* カウンセラー3級講座 (約40名) 隔年	年45回	・平成29年5月9日開講 (一般市民対象)
			* カウンセラー3級講座 (約40名) 隔年	年45回	・平成31年5月～11月 (一般市民対象)
		審査認定 ・研修	* 審査認定 3級審査認定 レポート	12 月	・各級の修了者を対象に認定
			* 審査認定 2級審査認定 レポート・面接	1 月	・認定式 平成30年1月28日(日)予定
			* 審査認定 1級審査認定 レポート・面接	1 月	
* グループワーク 1・3級合同	7月8日		・年1回実施 (午前・午後)		

そ の 他 の 項 目	活 動 指 針 (組 織 の 強 化)
体制の整備強化	* 役員体制の充実 (弁護士、医師、大学教員、臨床心理士、商工会議所、税理士、行政書士、学識経験者等)
	* 会員 (社員) 増の取組強化 (29.4/1現在) 28個人・1団体 → 35個人・5団体
	* 各種規程・規則等の整備
	* 常勤・非常勤の事務局員3名配置(平成25年度以降)。非常勤事務局員の稼働日見直し。 ファンドレイザー配置による団体自立に向けた仕組みづくり。常勤相談員の配置を目指す。 28年度以降、ファンドレイザー2名 (うち1名は事務局員兼務)
財政基盤の強化	* 組織財政強化のため代表理事及び各理事、事務局等が一体となり道北地区の法人・団体等に正会員・賛助会員加入促進と寄付型自販機設置 (切替) の働きかけ。
	* 「ホンデリングプロジェクト～本で広がる支援の輪～」で不要古本、書損葉書等の提供を広く呼びかける。
	* 一般市民参加の特別講演会やチャリティコンサート等開催会場においてリーフレット、啓発物品等の配布による広報・啓発活動の実施。賛助会員の増加を図るとともに寄付金を募るなどし、財政基盤を強化する。
物 品 の 購 入	* 業務拡張に伴い環境整備のために必要な備品・物品の購入
	* 性犯罪被害者等への物品の貸出し (衣類、衛生用品、靴等)
	* 病院等への医療の立替金 (性犯罪被害者等のみ) 等
そ の 他	* 北海道警察旭川方面本部、北海道、旭川市、各市町村担当部課との連携強化
	* 北海道警察旭川方面管内の44市町村役場及び13警察署を訪問 (年1回)
	* 市町村広報紙に当センター相談室PR記事掲載依頼、市町村HPから当センターHPへリンク依頼、募金箱設置依頼等
	* 法人・団体賛助会員 (1口10,000円以上) に「賛助会員之証」の配付 (28年度現在は60法人に配付)
	* HPの随時更新。徽章 (バッジ) の普及
	* 今年度の助成金: 日本財団 (団体の自立に向けた仕組みづくり285万円、犯罪被害者を支える人づくり495万円)